

平成24年5月10日

小川敏夫法務大臣 殿
滝 実副法務大臣 殿

全国司法書士女性会
会長 大城節子

要 望 書

平成19年5月17日第1081号法務大臣訓令について、平成22年9月9日法務省第二第2237号通知が出されたことにより、本人確認義務違反による懲戒処分の運用について、硬直的すぎる例が減少した。しかし、なお、除斥期間の創設は議論の途中である。

弁護士の除斥期間は3年としていることと比較しても、早急に運用において、懲戒制度の除斥期間の通達を求める必要性が高く、平成19年5月17日法務大臣訓令について、次の内容を加えることを求めます。

- 1、懲戒事由があったときから3年を経過したときは懲戒の手続きを開始することができない。